

番号

更生債権届出書(法138条1項)

作成日 <b>平成23年2月28日</b> *記載した日付を記載 〒123-5678		修正欄 <input type="checkbox"/> をチェックのうえ、ご記入ください。 <input type="checkbox"/> 住所	
住所 神奈川県横浜市中区〇〇町〇〇			
ふりがな しほうしよし たろう	押印欄	<input type="checkbox"/> 氏名	押印欄
氏名 司法書士 太郎	印	<input type="checkbox"/> TEL	印
TEL 045-123-5678 *FAXは無い場合は		<input type="checkbox"/> FAX	
FAX 045-123-5679 記載不要			
生年月日 明・大・昭・平 55年 1月 1日		<input type="checkbox"/> 生年月日	
郵便物等受取場所(上記住所と異なる場合にのみ記載してください。) 〒 *武富士や裁判所から送られてくる書類を住所地以外で受け取りたい場合は記載		<input type="checkbox"/> 郵便物等受取場所	
(代理人による届出の場合) 代理人住所 〒	押印欄	*左の記載内容が異なる場合は <input type="checkbox"/> にチェックして正しい内容を記入	
ふりがな 氏名 TEL FAX	印		

金 1,234,567円

債権額

金 円

円

\*上段の記載債権額と異なる場合はここに具体的な債権額を記載した上で、下段の「債権の内容及び原因」欄に当該内容を記載し、証明できる資料を添付してください。(下段に書き切れない場合は、別紙(適宜の用紙で構いません)を使用してください。)

議決権の額

同上(ただし、法136条2項及び3項に該当する部分は除く。)

執行力ある債務名義又は  
終局判決があるときは、  
その対象となる債権等

事件番号を下記に記載のうえ、判決文・和解調書の写しを別紙として添付してください。  
\*武富士を相手に裁判を起こし、判決または和解にて終了している場合は、判決書・和解調書のコピーも同封して返送する。

更生債権に関し更生手続  
開始当時係属する訴訟が  
あるときは、その対象と  
なる債権等

横浜地方裁判所 支部 平成22年(ハ)第12345号  
事件名 不当利得返還請求事件  
原告 司法書士太郎 被告 株式会社武富士  
対象となる債権  
過払金及び過払利息  
\*武富士対して裁判を起している場合は、訴状を提出した裁判所と事件番号を記載する。

債権の内容及び原因

過払金元金および同元金に対する平成22年10月30日(開始決定日の前日)までの年5%の割合による利息金

\*本人確認資料として運転免許証や健康保険証のコピーも同封願います。